

東京学芸大学大学教員研究専念制度実施要項の一部改正について

改正理由：教授会の組織の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(申請手続)</p> <p>第7条 研究専念期間の取得を申請する者（以下「申請者」という。）は，研究専念期間取得申請書（別紙様式1）を所属部局の長に所定の期日までに提出する。</p> <p>2 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(研究専念者の義務等)</p> <p>第9条 研究専念者は，研究専念制度の目的を十分理解し，その期間中研究に専念しなければならない。</p> <p>2 研究専念者は，研究成果を，研究専念期間終了後1月以内に研究成果報告書（別紙様式2）により所属部局の長を経て学長に報告し，論文等により公表するとともに，<u>所属する学系，教職大学院又は機構の教授会</u>において報告を行うものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>別紙様式1（表面）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">研究専念期間取得申請書</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>[省略]</p>	<p>[省略]</p> <p>(申請手続)</p> <p>第7条 研究専念期間の取得を申請する者（以下「申請者」という。）は，研究専念期間取得申請書（別紙様式1）を所属部局の長に所定の期日までに提出する。</p> <p>2 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(研究専念者の義務等)</p> <p>第9条 研究専念者は，研究専念制度の目的を十分理解し，その期間中研究に専念しなければならない。</p> <p>2 研究専念者は，研究成果を，研究専念期間終了後1月以内に研究成果報告書（別紙様式2）により所属部局の長を経て学長に報告し，論文等により公表するとともに，<u>当該学系の教授会</u>において報告を行うものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>別紙様式1（表面）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">研究専念期間取得申請書</p> <p style="text-align: center;"><u>学系長</u> 殿</p> <p>[省略]</p>

別紙様式1 (裏面)

〔省略〕	
10. 所属している講座主任又は分野主任（ <u>機構所属教員にあつては当該機構長。ただし、センターの業務を担当する教員にあつてはセンター長。</u> ）及び <u>教室主任等（教室に所属しない機構所属教員は記載不要）</u> の意見	【講座主任又は分野主任】 ○○○○
	【教室主任】 ○○○○

〔省略〕

○○○○
○ ○ ○ ○

〔省略〕

附 則

この要項は、令和5年7月11日から施行する。

別紙様式1 (裏面)

〔省略〕	
10. 所属している講座主任又は分野主任（ <u>センター所属教員にあつてはセンター長</u> ）及び <u>教室主任等</u> の意見	【講座主任又は分野主任】 ○○○○
	【教室主任】 ○○○○

〔省略〕

○○○○学系長
○ ○ ○ ○

〔省略〕